

今日の言葉

- ・「自説の真の理解は他説を真に理解することから始まる」
（『新条文にない民法』156頁、神田英明）

神田先生講義受講者の声

- ・これほど法律を学ぶことが面白いと感じた講義はない。また先生の話聞いて数多くの生徒が司法試験を志す気になったのではないかと思う。私もその一人である。今はまだ力不足であるが、それでも今年から受け続けるつもりである。この講義を受けて本当に良かったと思っている。

*

*

*

「徹底した『司法』主義～★を素材に～」神田英明（2019/2/9 実施）

2019年度第14回司法試験予備試験答案練習会「憲法」後に明治大学法学部専任講師神田英明先生による司法試験予備試験対策講義「徹底した『司法』主義～「物体か権利か」を素材に～」が開催されました。

いわゆる「考える勉強法＝論面勉強法」の視点から、物権法理における物体と所有権の関係、一物一権主義の分析、及び、他人物売買と他人物賃貸借の異同の検討を通じて、法概念や法理の真髄を学びました。

（参考）受講者の声

・物権や債権における「権利」と「物」について、根本から分かり易く再整理することが出来ました。今日のように概念を根本から再整理して起案時に生かせるよう

にしていきたいと思います。

・「物体（実在）か権利（観念）か」、考えたことも無い視点でした。考えることが楽しくなる時間です。

・条文を読むときに、「物」と「権利」をしっかりと読み分けて整理していこうと思いました。深い示唆をありがとうございます。

・条文を丁寧に読み取るという学習の基本姿勢を忘れかけていました。権利と事実とを意識して区別しながら考える学習を改めてしたいと思います。ありがとうございました。

・売買契約と賃貸借契約が目に見える物体を対象としているのか、目に見えない権利を対象としているのか、両方なのか、整理ができました。

・「どろぼう」という具体例を用いたことによって賃貸借や売買の違いがより飲み込みやすくなりました。

・今日も頭を使う授業をして頂きました。しっかり復習したいと思います。

・どの条文を見ても基本的な条文だが、深く考える機会がなかったので目が覚めました。

・物権変動の一番最初に出てくる「物権行為の独自性の否定」の意味がやっと理解できました。

神田先生の学部ゼミでは、司法試験首席合格（2015年）、出願時20歳合格（2019年）、17名の旧司法試験合格を含め、現在まで通算112人の司法試験者を輩出しています。予備試験も、出願時2年生合格（2018年）、出願時3年生合格（2018、2019年）など、多数の早期合格者を輩出しています。

明大法曹会の答案練習会は、「考える勉強法＝論面勉強法」により司法試験予備試験の早期合格を目指しています。本練習会のここ2年間の指導実績は、予備試験現役合格4名（2年、3年、4年生、出願時基準）を含む6名。司法試験現役合格2名（3年、4年生、出願時基準）を含む5名です。本講座は明治大学附属3高校の生徒も参加できます。高校生のための初心者ゼミもあります。